令和７年度　ひとり親家庭等のしおり

児童扶養手当（年６回、奇数月支給）

対象：「父母が婚姻を解消した児童」「父または母が死亡した児童」「父または母が一定の障がいの状態にある児童」「母が婚姻によらないで懐胎した児童を養育する母や、その児童を監護し生計を同じくする父または養育者」など
期間：申請をした月の翌月から児童が 18 歳になる年度の３月 31 日まで
（児童が一定の障がいを有する場合は 20 歳未満）
条件：所得が一定の額を超えないこと等
内容：児童１人の場合　　月額 46,690 円～11,010 円
児童２人以上の場合　２人目から児童１人につき月額 11,030 円～5,520 円を加算
※　支給額は所得に応じて決定

児童手当（年６回、偶数月支給）

対象：申請をした月の翌月から児童が 18 歳になる年度の３月 31 日まで
内容：３歳未満（第１子、第２子）月額 15,000 円（第３子以降）月額 30,000 円
３歳以上高校生年代（第１子、第２子）月額 10,000 円
（第３子以降）月額 30,000 円

特別児童扶養手当（４、８、11 月支給）

対象：身体または精神に一定の障がいのある 20 歳未満の児童を養育している父母または養育者
条件：所得が一定の額を超えないこと、施設に入所していないこと等
内容：児童１人につき　（１級）月額 56,８００円　（２級）月額 37,830 円

父子・母子福祉手当（３月支給）　※令和７年度で終了

対象：義務教育終了までの児童を扶養する父子・母子家庭等の父、母または保護者
条件：市内に１年以上居住し、生活保護または市民税が非課税か均等割の世帯
内容：（児童２人まで）年額 10,000 円　（１人増すごとに）1,500 円加算

父子・母子家庭等入学児童祝金（４月支給）　※令和７年度で終了

対象：父子・母子家庭等の父、母または保護者
内容：小学校入学時 7,000 円　中学校入学時 9,000 円

父子・母子等奨学資金（４、10 月支給）　※令和７年度で終了（支給は最長令和９年度まで）

対象：高等学校等に在学している児童を扶養する父子・母子家庭等の父、母または保護者
条件：市内に１年以上居住する要保護世帯
内容：高等学校、高等専門学校に在学する児童（高等専門学校は３学年終了まで）
児童１人につき月額 5,000 円

ひとり親家庭等応援金（３月支給）　※令和７年度から開始

対象：支給対象年度の３月１日時点で児童扶養手当の認定を受けており、中学校卒業を迎える児童を扶養している方
条件：支給対象年度の３月１日時点で、本市に１年以上住民登録している方
内容：児童１人につき 100,000 円

母子父子寡婦福祉資金

対象：20 歳未満の児童を扶養している配偶者のいない男性もしくは女性等
20 歳未満の父母のいない児童
内容：各種資金の貸付（事業の開始や継続、修学、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚）

災害遺児激励金

対象：災害（交通、労働、海上、大規模）遺児を監護し、その生計を維持している方
条件：市内に１年以上居住していること
内容：就学激励金　小中学生の遺児１人につき年額 40,000 円
高校生等の遺児１人につき年額 80,000 円　} ５月支給
卒業激励金　中学校卒業時　遺児１人につき 50,000 円
高校等卒業時　遺児１人につき 60,000 円　} ４月支給

福島県交通遺児等奨学金（県）

対象：父母またはそのいずれかが交通事故により亡くなられた小中高生等
条件：県内に住所を有する交通遺児等
内容：小中学生の遺児１人につき年額 40,000 円
高校生等の遺児１人につき年額 50,000 円　} ７月支給
小学校入学予定の遺児１人につき 70,000 円
中学校入学予定の遺児１人につき 100,000 円
中学・高校等卒業予定の遺児１人につき 150,000 円　} ３月支給
※ この他、図書カード等の贈呈あり

遺族基礎年金（国）

対象：国民年金に加入している配偶者と死別した場合等
内容：子（18 歳になる年度の３月 31 日までの子等）がひとりの場合
昭和 31 年４月２日以後生まれの方　年額 1,071,000 円
昭和 31 年４月１日以前生まれの方　年額 1,068,600 円

遺族厚生年金（国）

対象：厚生年金に加入している配偶者と死別した場合等
内容：年金の加入期間等による

※詳しくは、いわき市のホームページ等をご確認ください。

こどもみらい部こども家庭課（令和７年４月作成）

ひとり親家庭等の医療費助成

対象：ひとり親家庭の親と子（18 歳になる年度の３月 31 日まで）
　　父母のいない子（18 歳になる年度の３月 31 日まで）
条件：所得が一定の額を超えないこと
内容：その世帯全員の同一受診月の医療費の合計額で 1,000 円を超えた額を助成
　※　子が乳幼児医療費助成や子ども医療費助成の対象となっている場合は、それぞれの助成金が優先

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

対象：20 歳未満の児童を扶養している父子・母子家庭等の父または母
条件：市内に居住し、かつ住民登録があり、母子・父子自立支援プログラム策定等の支援を受けていること等
　※　申請の前に、市に事前相談を行い対象講座の指定を受ける必要があります。
　　また、給付金を受けられるのは１人につき１度限りです。
内容：受講に要した費用のうち対象経費の 60%に相当する額（上限 20 万円）
　※　支給額が１万２千円以下になる場合は支給されません。

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

対象：20 歳未満の児童を扶養している父子・母子家庭等の父または母
条件：「市内に居住し、かつ住民登録がある方」「児童扶養手当を受給している、または児童扶養手当の受給要件と同程度の所得水準にある方」「養成機関において６か月以上のカリキュラムを修業し対象資格の取得が見込まれる方」など
　※　申請の前に、市に事前相談を行う必要があります。
　　なお、対象となる資格は次のとおりです。
　　看護師・准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、理美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、精神保健福祉士、薬剤師、シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格等（すべて通信制での資格取得は原則不可）
内容：高等職業訓練促進給付金
　　市民税非課税世帯　月額 100,000 円
　　市民税課税世帯　　月額 70,500 円
　※　修業期間中 48 か月を上限に毎月支給。
　　なお、修了までの最後の 12 か月は 40,000 円を加算。

　　高等職業訓練修了支援給付金
　　市民税非課税世帯　50,000 円
　　市民税課税世帯　　25,000 円
　※　修了日以後に１回のみ支給

主な相談窓口

母子・父子自立支援員

父子・母子家庭の方の困りごとの相談をお受けしています。
・母子父子寡婦福祉資金の貸付に関すること
・生活費や教育費、医療費などの経済的なこと
・就職や住宅などの生活上の問題
・その他、生活一般についての困りごと　など

配置場所	小名浜地区 保健福祉センター	内郷・好間・三和地区 保健福祉センター
担当地区	小名浜、勿来・田人、常磐・遠野	市内全域 （左記を除く）
電話番号	0246 - 54 - 2116 （内線 5170）	0246 - 27 - 8612
相談日時	午前８時 30 分 から 午後５時 15 分 まで （土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）	

※　母子・父子自立支援員が不在の場合もありますので、来所での相談を希望される方は事前に電話連絡をお願いします。

生活・就労支援センター

離職などで生活に困窮した方などに、経済的な自立に向けた支援を行っています。

設置場所	いわき市社会福祉協議会内（平字菱川町１番地の３）
担当地区	市内全域
電話番号	0246 - 38 - 6500
相談日時	午前８時 30 分から午後５時 15 分まで （土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）

※　支援員が不在の場合もありますので、来所での相談を希望される方は、事前に電話連絡をお願いします。

※詳しくは、いわき市のホームページ等をご確認ください。

こどもみらい部こども家庭課（令和７年４月作成）